

平成28年度 鹿児島地方最低賃金審議会

第4回 鹿児島地方最低賃金審議会議事録

開催日時	平成28年8月23日(火) 午前9時58分～午前11時20分
開催場所	鹿児島合同庁舎 第2会議室
出席者	公益代表委員 (4名) 石塚孔信 田畑恒春 新納幸辰 野平康博 (敬称略)
	労働者代表委員 (5名) 石田則行 大島幹敏 階元仁 新内親典 谷口真由美 (敬称略)
	使用者代表委員 (5名) 井立田眞里子 岩重昌勝 内道雄 田所泰博 吉田健朗 (敬称略)
	事務局 (5名) 江原労働局長 吉野労働基準部長 西田賃金室長 平松賃金室長補佐 里給付調査官
議題	1 鹿児島県最低賃金の改正決定(答申)に対する異議申出について
	2 鹿児島県最低賃金専門部会の廃止について
	3 平成28年度産業別最低賃金の改正決定の必要性の有無について
	4 平成28年度産業別最低賃金の改正決定について
	5 平成28年度産業別最低賃金に係る専門部会の運営について
	6 その他
配付資料	1 平成28年度地域別最低賃金ランク別決定状況
	2 異議申出書(写)
	3 専門部会審議経過本審報告書(部会長)
	4 取下書(写 百貨店, 総合スーパー)
	5 運営小委員会報告(写)
	(1) 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
	(2) 自動車(新車)小売業
	6 平成28年度最低賃金基礎調査結果
(1) 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	
(2) 自動車(新車)小売業	
(3) 百貨店, 総合スーパー	
7 鹿児島県産業別最低賃金の改定状況の推移	
(1) 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	
(2) 自動車(新車)小売業	
(3) 百貨店, 総合スーパー	
8 平成27年度産業別最低賃金の業種別決定状況	
(1) 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	
(2) 自動車(新車)小売業	
(3) 百貨店, 総合スーパー	

○田畑会長

おはようございます。ただ今から第4回鹿児島地方最低賃金審議会を開催いたします。

まず、この審議会の成立について、事務局から報告をお願いします。

○西田賃金室長

それでは、報告いたします。

審議会は、「委員の3分の2以上または労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員の各3分の1以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない」と規定されておりますが、本日は、公益側委員4名、労働者側委員5名、使用者側委員5名の14名の委員にご出席いただいておりますので、定足数を満たしており、本審議会は有効に成立しておりますのでご報告いたします。

○田畑会長

ありがとうございます。

この審議会は有効に成立しているということですので、これから審議を始めたいと思います。

その前に、本日は傍聴希望者がおられるということですので、説明をお願いします。

○西田賃金室長

本審議会につきましては、原則として公開することとなっておりますが、事務局で傍聴者を募集しましたところ、4名の申し込みがありました。ただ今、会場の外で待機をお願いしております。「審議会の公開は、会長が傍聴を認めることにより行うものとする」旨、規定されておりますので、後ほど会長にご判断いただきたいと思います。

また、マスコミ関係者の方が、審議会の撮影を希望されています。したがって、取材と撮影を認めるかにつきましても、あわせてご判断をお願いいたします。

○田畑会長

この審議会の傍聴などは会長が判断することになっております。毎回なのですけれども、本日の議事が皆さんのお手元にありますけれども、議事の内容からして公開しても差し支えないと考えておりますので、傍聴を認めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○田畑会長

それでは、本日の審議会は、傍聴を認めることとしたいと思います。

もう一つ、取材と撮影の件ですけれども、これも同様ですから認めることとしたいと思いますが、よろしいですか。

(異議なし)

○田畑会長

ありがとうございます。

それでは、傍聴と取材を認めることにしますので、それぞれ希望の方を入室させてもらってよろしいですか。

(傍聴希望者と取材希望者が入室)

○田畑会長

それでは、本日の議題は、皆さんのお手元にありますように1番目から6番目までなのですけれども、ご覧のとおり、「鹿児島県最低賃金の改正決定（答申）に対する異議申出について」「鹿児島県最低賃金専門部会の廃止について」「平成28年度産業別最低賃金の改正決定の必要性の有無について」「平成28年度産業別最低賃金の改正決定について」「平成28年度産業別最低賃金に係る専門部会の運営について」6番目が「その他」となっております。

早速議題に入りたいと思います。

最初の議題は、「鹿児島県最低賃金の改正決定（答申）に対する異議申出について」です。この件に関しまして、事務局から説明をお願いします。

○西田賃金室長

異議申出に係る経過と今後の流れ等について、ご説明いたします。

ご承知のとおり、鹿児島県最低賃金改正につきましては、鹿児島地方最低賃金審議会及び県最賃専門部会での審議を経まして、8月5日に答申をいただいたところですが、その後、法令に従いまして、鹿児島合同庁舎掲示板に、答申内容に異議がある者は申出

書を8月22日までに提出するよう公示を行い、あわせて鹿児島県内の各労働基準監督署に対しても通知を行い、監督署の掲示板にも掲示を行ったところでございます。

このような経過を経て、お手元の資料番号2にございますとおり、8月22日に鹿児島県労働組合総連合、コープかごしま労働組合及び鹿児島県医療労働組合連合会から異議申出書が提出されております。

異議申出がなされた場合には、最低賃金法第12条の規定によりまして、「申出について、最低賃金審議会に意見を求めなければならない」と定められております。

したがって、この後、鹿児島労働局長から異議申出に係る諮問をさせていただきますので、調査審議を行っていただいた後、会長より答申をいただくという流れになりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○田畑会長

今、事務局のほうから、異議申出についてのこれまでの経過と今後の流れについての説明があったのですけれども、これについてのご質問、ご意見等はないですか。

(質疑、意見なし)

○田畑会長

それでは、局長から異議申出に係る諮問をお願いします。

(事務局は、諮問文(写)を配布した。)

○江原労働局長

それでは、私のほうから意見に関する異議の申出につきまして、最低賃金法第12条に基づきます諮問をさせていただきます。

○田畑会長

皆さんのお手元にあるんですかね。

○江原労働局長

はい。

鹿児島地方最低賃金審議会会長田畑恒春殿 鹿児島労働局長江原由明

最低賃金審議会の意見に関する異議の申し出について（諮問）

標記について、鹿児島県医療労働組合連合会から平成28年8月19日付けをもって、鹿児島県労働組合総連合及びコープかごしま労働組合鹿児島県医療労働組合連合会から平成28年8月22日付けをもって、最低賃金法第12条による異議の申出がありましたので、貴審議会の意見を求めます。

よろしく申し上げます。

○田畑会長

ただ今諮問を受けましたので、皆様お手持ちの諮問文のとおり文言なのですが、異議申出の内容についての調査審議をしたいと思えます。

まず、事務局から異議申出の内容等について、説明していただけますか。

○平松室長補佐

それでは、ご説明いたします。

異議申出書につきましては、お手元の資料ナンバー2にその写しをお付けしておりますので、詳細につきましては、それをご覧いただきたいと思えます。

まず、当該異議申出につきましては、3件とも全て異議申出期間内の8月22日までに受け付けております。当該異議申出者は、当該意見に係る最低賃金の決定によって直接利害関係を生ずる個々の労働者を主たる構成員とする団体でございます。ということから、異議申出等の要件を満たしていると認められます。

次に、ご異議の内容についてでございます。資料の順番に沿いまして、まず、鹿児島県労働組合総連合から提出されたものにつきましては、「1 鹿児島県最低賃金額を715円とすることは不服で、時間額1,000円以上とすること」などを求めるものでございまして、異議申出の内容が明確でございます。

「2、異議申出の理由」といたしましては、添付資料に詳しく記述してございまして、
おり、「2010年雇用戦略対話の政労使合意でございます2020年までに、時給800円への道筋を示すこと」、「地方を疲弊させる地域間格差をなくすこと」などが理

由として挙げられてございます。詳しい内容につきましては、資料2のほうで確認をお願いいたします。

続きまして、コープかごしま労働組合から提出された異議につきましては、「1 鹿児島県最低賃金額を715円とすることは不服で、時間額1,000円以上とすること」を求めるものでございまして、異議申出の内容は明確でございます。

「2、異議申出の理由」としましては、先ほど説明しましたものとほぼ同旨でございますが、添付資料のとおりでございます。内容につきましては、確認をお願いいたします。

また、最後に添付してございます鹿児島県医療労働組合連合会から提出されたご異議につきましては、「1 鹿児島県最低賃金額を21円引き上げ715円としたことは不服で、最低生計費の視点に立って再審議し、上積みを行うこと」を求めるものでございまして、異議申出の内容は明確でございます。

「2、異議申し出の理由」としては、詳しくは添付資料のとおりでございますが、「時間額715円では年間1800時間フルに働いても128万円程度にしかならず、年収200万円の貧困ラインにすら届かないこと」「ワーキングプアの解消も、均等待遇への接近も、消費購買力の向上も、地域間格差の解消も図ることができないこと」などが挙げられてございます。詳しくはお手元の資料についてご確認をお願いいたします。

簡単ではございますが、以上で異議内容等の説明を終わらせていただきます。

○田畑会長

ありがとうございます。

ただ今皆さんの手元にある、この資料2について説明いただきました。まだ皆さん、今日資料を配付されたばかりなので熟読されておりませんから、これから15分程度時間をとりますから、じっくり読んでいただいて、その後、この三つの団体から提示されたものを吟味していただいて、その後でまた審議を続けたいと思います。

では、15分間、この提出された異議申出書を読んでいただけますか。

(15分間、申出書の内容が確認された。)

○田畑会長

じっくり読んでいただいたと思いますが、三つ異議申出が出ていまして、この件に関して、異議申出に係る調査審議をこれから行っていきたいと思います。

専門部会における審議状況については、8月5日に開催しました第3回目の本審の際に、石塚部会長から報告をいただいておりますが、異議申出がなされましたので、改めてこれまでの本審及び専門部会の調査審議の状況を事務局から説明していただきたいと思っております。

○平松室長補佐

それでは、本審、鹿児島県最低賃金専門部会での調査審議状況についてご説明させていただきます。お手元の資料ナンバー3に、8月5日開催の第3回本審で資料として添付いたしました専門部会審議結果の部会長報告書を、再度、添付させていただきましたので、詳しい内容はこちらをご覧くださいと思います。

第1回本審を今年は7月12日に開催いたしまして、今年度の鹿児島県最低賃金改定に係る諮問を行わせていただきました。その後、7月29日に開催いたしました第2回本審におきまして、中央最低賃金審議会による目安答申を伝達させていただきました。専門部会は8月1日から8月5日まで3回にわたって開催し、改正審議が行われました。専門部会での労使の主張につきましては、資料3の審議経過をごらんいただきたいと思っております。

このような経過を踏まえまして、全会一致に向けて慎重かつ熱心なご審議を重ねていただきましたが、賃金と企業の賃金支払能力に対する双方の考え方に開きがございまして、全会一致に至らなかったため、公益委員見解をお示しいただきました上で、現行の最低賃金694円を21円引上げて715円にする案を示して採決をした結果、全員賛成反対なしとなり、公益委員案が専門部会の意見として取りまとめられ、8月5日の第3回本審に報告されたところでございます。

その後、第3回本審において、改めて専門部会報告書のとおり決定してよろしいかお諮りし、採決を行った結果、全員の賛成が得られ、専門部会報告書のとおり結論に達したところでございます。

以上のように、今年度も長時間かつ慎重な審議を経まして、答申をいただいたという経過でございます。説明は以上でございます。

○田畑会長

ありがとうございます。

今、事務局のほうから本年度の本審、専門部会での審議経過等を説明していただいたのですけれども、このことと、今お手元にある異議申出のこと等、これらを全部踏まえてご意見等がございましたら、ご発言をお願いします。

○新内委員

新内です。3件の異議申出は、基本的に同じような内容であろうかと思っております。715円は不服、それから2020年までに800円の道筋を示せというところだと思います。

この異議申出の内容については、趣旨を踏まえて、そのとおりでろうなと思っておりますし、当然私たち労側が専門部会を含めて主張してきたことと、細かくは違う部分もありますけれども、基本的には同じような主張をしてきたと思っております。その上で決まった715円です。

それから、時給800円までの道筋を示せということではありますが、これ、最賃法が改正される2005年か2006年、その前であれば、当然、使用者が主張されている第4表をベースに議論をしていると、今年は9円でしたが、7円、8円の金額しか出ないわけです。それは、直接的に鹿児島も含めて審議会の中で、この政労使合意だとか、いろいろなことについて道筋を示した上でそれに向けてやっていくという統一的な見解は出ていませんが、それぞれ公労使、こういう政労使合意とかいろいろなものを踏まえた上で、そういうものもきっちり議論をしてきていたと思います。

それと、私たちは、「異議申出の内容で、労使、あるいは労側で大きな見落としがない限り、単純に金額の不服については基本的に認めるべきではない」というスタンスをとっていますので、今年もこういうことについて、きっちり踏まえた上で議論をしてきた結果、今年の715円と決まりましたので、この3件の異議については、3件とも労側としては認めるべきではないと思っております。

以上です。

○田畑会長

ありがとうございます。

使側、いかがですか。

○田所委員

今、新内委員が申し上げられましたように、この要望内容というのは、部会で当然話題になっている事項であります。使用者側といたしましては、この主張に対する反論も、専門部会の中でさせていただいておりますので、十分審議はなされているという認識でございます。

○田畑会長

ありがとうございます。ほかにはございませんか。

労使両方の委員から発言がありましたけれども、今、読ませていただいたものの内容については、ほとんど専門部会で出た上で労使双方が歩み寄っていただいて、公益側に一任をいただいて、賛成いただいたということ踏まえると、もちろん働く方々にとっては賃金が高いにこしたことはないでしょうけれど、それは人間の中の経済というものもありますし、それは順番を踏んで、今、新内委員が言われたような異論を斟酌するところいう20何円という金額にならないわけです。それを使側が歩み寄っていただいて、労側もそれを勘案していただいて、この21円に決めたという経緯があります。

ほかにはないですか。よろしいですか。

(異議なし)

○田畑会長

ほかになければ、先に言いましたように、ここに書いてあることは、もちろん専門部会で話をしているんです。もちろん労側からも出ましたし、それに対する使側からの反論もありました。また、使側から意見して、労側の反論もありますし、それは全部、この中にある地域間格差や生活費云々とかは、全部議論し尽くした結果で合意したということがあります。8月に審議済みであって、「8月5日付で答申した現意見のとおり、決定することが適当である」という結論になろうかと思いますが、それではそのことを

踏まえてお諮りします。

本件、三つありますが、鹿児島県労働組合総連合、コープかごしま労働組合及び鹿児島県医療労働組合連合会の異議申出については、当審議会の結論としては、「それは十分調査審議済みであって、8月5日付で答申した現意見のとおり決定することが適当である」としてよろしいですか。反対の方はいらっしゃいませんね。

(異議なし)

○田畑会長

それでは、当審議会の結論は、「8月5日付け答申のとおり、決定することが適当である」といたします。

それで今、諮問を受けましたから、事務局のほうで答申文を作っていただくわけですが、すぐできますか。

では、5分程度休憩したいと思います。

(休 憩)

(事務局は、答申文(写)を配布した。)

○田畑会長

答申文はお手元にあるとおりですけれども、これを読み上げますので、局長、前のほうへ来ていただいてよろしいですか。

「平成28年8月23日 鹿児島労働局長 江原由明殿

鹿児島地方最低賃金審議会 会長田畑恒春

当最低賃金審議会の意見に関する異議の申し出について(答申)

平成28年8月23日貴職から、8月5日付け鹿児島県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する鹿児島県労働組合総連合、コープかごしま労働組合及び鹿児島県医療労働組合連合会からの異議申出に関し意見を求められたので、当審議会において異議の内容及び理由について慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

平成28年8月5日付け答申どおりに決定することが適当である。」

以上であります。

それでは、2番目の議題に入ります。「鹿児島県最低賃金専門部会の廃止について」、この件に関して説明をお願いします。

○平松室長補佐

それでは、ご説明いたします。

鹿児島県最低賃金専門部会は、7月12日の県最賃改正の諮問を受けて設けられ、計3回にわたり開催いたしまして、8月5日の第3回本審の場で部会報告を行い、採決の上、会長より答申が行われたところでございます。

その答申について異議申出がなされ、本日審議していただきました結果、「8月5日の答申どおり」という結論をいただき、県最賃専門部会としての役割が本日をもって終了したものとされます。

最低賃金審議会令第6条第7項では、「最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする」と規定されておりまして、既にその任務を終了したと思われることから、本年度の専門部会につきましては、本日をもって廃止してはどうかというご提案でございます。どうぞご審議をよろしくお願い申し上げます。

○田畑会長

今お聞きのとおりなのですけれども、平成28年度鹿児島県最低賃金専門部会は、今日の異議申出に対する答申をもってその任務を終えたということですので、廃止してはどうかという提案があったわけです。廃止するというところでよろしいですか。

(異議なし)

○田畑会長

ありがとうございます。

それでは、平成28年度鹿児島県最低賃金専門部会は、本日をもって廃止することといたします。

続きまして、3番目の議題、「平成28年度産業別最低賃金の改正決定の必要性の有無について」の審議に入ります。これにつきましては、8月18日に開催されました運営小委員会で審議がなされておりまして、運営小委員会の委員長は私だったのですけれども、審議結果は石塚委員長代理から報告をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。お願いします。

(石塚運営小委員会委員長代理)

それでは、私のほうから。産業別最低賃金の改正の申出は、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、それから「自動車（新車）小売業」及び「百貨店、総合スーパー」の3件について提出され、7月29日に開催されました第2回本審の際に、鹿児島労働局長から改正決定の必要性の有無について諮問を受けております。

このため、8月18日に運営小委員会を開催しましたが、委員会の冒頭で事務局より、百貨店、総合スーパー最低賃金の改正申出については、8月17日に鹿児島労働局長宛てに申出者より取下書が提出された旨の報告がありました。

したがって、残る電気部品製造業関係と自動車（新車）小売業の2件の産業別最低賃金の改正決定の必要性の有無について、関係労使の方々を交えて審議いたしました。

その結果、電気部品製造業関係と自動車（新車）小売業の2件とも、全会一致で「改正決定の必要性あり」との結論になりました。

報告書の内容は、お手元の資料番号5の(1)(2)の報告書の写しのとおりとなっておりますので、ご覧ください。

それでは、資料を読み上げます。まず、資料5の1です。

「平成28年8月18日 鹿児島地方最低賃金審議会会長 田畑恒春殿

鹿児島地方最低賃金審議会運営小委員会委員長 田畑恒春

鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当小委員会は、平成28年7月29日鹿児島地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議を重ねた結果、鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について、改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員、石塚孔信、田畑恒春、野平康博

労働者代表委員、石田則行、大島幹敏、新内親典

使用者代表委員、岩重昌勝、内道雄、田所泰博」

それから続きまして、その次の資料をごらんください。

「平成28年8月18日 鹿児島地方最低賃金審議会会長 田畑恒春殿

鹿児島地方最低賃金審議会運営小委員会委員長 田畑恒春

鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当小委員会は、平成28年7月29日鹿児島地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議を重ねた結果、鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金について、改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は、下記のとおりである。」

これは前と一緒ですので、省略いたします。

以上です。

それで、私のほうから会長へ報告書をお渡しすることになるわけですが……。

○田畑会長

もらっていいですか。

○石塚運営小委員会委員長代理

これをお渡ししてよろしいのですか。

○平松室長補佐

はい。

○石塚運営小委員会委員長代理

なお、運営小委員会の結論の報告に際して、運営小委員会の審議の中で議論された労使各側の主な主張も報告することになっておりますので、あわせて報告いたします。

労使各側の主な主張の報告メモは、机にお配りしてありますのでごらんいただきたい

と思います。

それでは読み上げます。

平成28年度運営小委員会労使の主な主張です。

まず、電気部品製造業関係です。

労側の主張は、「県外の経済状況を見ると、電子部品関連には弱いものがあり、非常に厳しい状況にあることは認識している。しかしながら、賃金の不当な切下げや低賃金を抑制するとともに、公正な競争を確保し、産業の健全な発展にも寄与するために、産業別最賃を設定していくことが重要である。

また、申出書によると、電気関係最低賃金の適用労働者数は、約1万3,800人、このうち企業内の労働協約の適用を受ける労働者は約6,300人で、約7,500人は企業内に労働協約がない状態に置かれている。産業別最低賃金は、労働協約のない労働者の生活を下支えする意味でも非常に重要である。また、企業内労働協約の程度は低く、さらに全国的な水準から見ても、当県の電気関係の最低賃金は低い。

このような情勢の中、今年度の産業別最賃については、鹿児島県内の電気産業の情勢や、取り巻く環境を労使で共有しながら、県内の電気産業を維持発展させていく上で最適な水準での決定を図りたいと考えるので、議論の場を設けてほしい。」

これが労側の主張です。

続いて、これに対しまして使用者側の主張は、「金額の引上げを前提とせず、労使の認識を共有する意見交換の場を設けるというスタンスであれば、審議することに異論はない。」

これが電気機械器具の改定の労使の主張です。

そして次に、自動車（新車）小売業についてのそれぞれの主張です。

まず、労側の主張は、「自動車産業は日本の基幹産業であり、自動車関連産業の労働条件引上げは産業全体の底上げにつながる。産業、企業の活性化のためには、人の意欲と活力を高める必要があり、産業における基幹的労働者の労働条件の底支えとなる産業別最低賃金も、産業、企業活性化の一つであり、そこに働くことの位置づけを高めるべく、ふさわしい水準を維持する必要がある。自動車小売業で働く労働者3,482人のうち、労使交渉による協定で保護される労働者は1,317人、これは40%弱であり、それ以外の労働者にとっては、産業別最賃が賃金の下支えになっている。

自動車小売業を取り巻く環境は厳しさが続いているが、個々の企業努力とあわせて人

の意欲、活力を持続させ、さらに次世代を担う人材確保の重要性は加速しており、県最賃に対する水準的優位性を維持拡大する必要がある。

産業別最賃は、関係労使のイニシアティブにより基幹労働者を対象に設定され、賃金の不当な切下げや低賃金を抑制し、公正な競争を確保し、産業の健全な発展にも寄与するためにも自動車（新車）小売業にふさわしい水準で産業別最賃を設定していくことが重要である。

企業内最低賃金協定との格差、全国に比べて低い金額、影響率の問題等、まだまだ課題は残っており、関係労使が自動車小売業を取り巻くさまざまな問題について議論するためにも、専門部会を設置してほしい。」

それに対しまして、使側の主張は、「労使の認識を共有する意見交換の場を設けるというスタンスであれば、審議することに異論はない。」

以上が運営小委員会での労使の主張となります。

以上です。

○田畑会長

ありがとうございます。

それでは、今、報告がありましたけれども、各産業別最低賃金の改正決定の必要性の有無について審議いたします。ただいまの報告について、ご質問、ご意見等はございませんでしょうか。

(質疑、意見なし)

○田畑会長

では、「電気関係と自動車（新車）小売業についての、改正決定の必要性あり」という結論についてのご意見等はございませんか。

(質疑、意見なし)

○田畑会長

では、皆様にお諮りしますが、7月25日の第2回本審において、鹿児島労働局長か

ら諮問を受けております電気関係と自動車（新車）小売業の2件の産業別最低賃金についての改正決定の必要性の有無につきましては、運営小委員会の結論を受けまして、当審議会においても必要性ありと決定してもよろしいですか。

（異議なし）

○田畑会長

ありがとうございました。

それでは、当審議会は運営小委員会における結論と同じ結論に決定いたしましたので、これより鹿児島労働局長に答申したいと思いますが、答申文はできておりますか。

○平松室長補佐

今、お持ちいたします。2件まとめて、2枚でございます。

（事務局は、答申文（写）を配布した。）

○田畑会長

よろしいですか。それでは、答申文をお渡ししますので、局長、前のほうへ。

「平成28年8月23日 鹿児島労働局長江原由明殿

鹿児島最低賃金審議会会長 田畑恒春

鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、平成28年7月29日付けをもって、最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。」

1枚下、

「平成28年8月23日 鹿児島労働局長江原由明殿

鹿児島最低賃金審議会会長 田畑恒春

鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）。

当審議会は、平成28年7月29日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった鹿児島県自動車（新車）小売業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。」

以上です。

これで3番目の議題の「平成28年度産業別最低賃金の改正決定の必要性の有無について」の審議を終了いたします。

4番目、「平成28年度産業別最低賃金の改正決定について」です。それについて、今度は諮問をいただくということになりますが。

（江原労働局長）

ただいま電気関係と自動車（新車）小売業の2件の産業別最低賃金の改正決定の必要性につきまして、必要性ありの答申をいただきましたので、早速ではございますが、これら2件の産業別最低賃金の改正決定につきまして、諮問をさせていただきたいと思えます。

（事務局は、諮問文（写）を配布した。）

「平成28年8月23日 鹿児島地方最低賃金審議会会長 田畑恒春殿

鹿児島労働局長江原由明

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法第15条第2項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会に調査審議をお願いする。

記

鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年鹿児島労働局最低賃金公示第4号）

鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金（平成20年鹿児島労働局最低賃金公示第2号）」

以上でございます。

よろしくお願いいたします。

○田畑会長

皆さんのお手元に写しがあると思いますけれども、ただ今、電気関係と自動車小売業の2件の産業別最低賃金の改正決定について諮問を受けたわけですね。これら2件の審議を行うことに際しましては、最低賃金法第25条第2項に基づきまして、専門部会を設置すると。要するに、二つの専門部会を設置するんですが、今後は、諮問を受けまして設置しました各専門部会での審議となりますので、専門部会の委員になられる方はよろしくお願いいたしますと思います。

次は、議題5「平成28年度産業別最低賃金に係る専門部会の運営について」ということです。

従来、産業別最低賃金の改正決定につきましては、全会一致を目指すべきとされております。最低賃金審議会令第6条第5項を適用して、「専門部会の決議が全会一致である場合は、その専門部会の決議をもって、本審の決議とする」という取扱いをしてきたと。要するに、「その専門部会が全会一致だったら、本審はもう開催しない。」という取扱いにしてまいりました。

今回諮問を受けました二つの産業別最低賃金の改正につきましても、これまでと同様の取扱いをしたいと思いますが、よろしいですか。

(異議なし)

○田畑会長

ありがとうございます。それでは、全会一致の場合は、専門部会の決議をもって本審の決議とすることにします。全会一致になるように、ぜひ努力していただきたいと思っております。

最後の議題は「その他」となっておりますが、何か委員の皆様方がからご意見、ご要望等はございませんか。

(質疑、意見なし)

○田畑会長

事務局のほうからもないですか。よろしいですか。

○平松室長補佐

よろしいです。

○田畑会長

では、なければ今後の予定についての説明をお願いします。

○平松室長補佐

それでは、産業別最低賃金の改正決定等に係る今後の日程について、ご説明をいたします。

本日、改正決定の諮問をさせていただきました二つの産業別最低賃金につきましては、各専門部会委員の推薦の公示を本日から早速行いますので、委員の推薦は9月9日金曜までをお願いしたいと考えております。

また、諮問に対する関係労使の意見の聴取に係る公示につきましても本日いたしますが、意見の公示につきましては、その締切を9月15日木曜日までと考えております。年内発効のためには、それに間に合う最終の結審日が11月1日火曜日となつてございます。早期に発効できるよう、各専門部会は9月下旬から開催していくということで、現在、日程調整を行わせていただいております。どうぞご協力をよろしくお願い申し上げます。

産業別最低賃金につきましては、関係労使のイニシアティブにより設定されるという性格から、全会一致に至るよう努力することが望ましいとされておりますが、万が一、全会一致に至らず採決となった場合は、その後で再度、第5回に当たる本審を開催することになります。

専門部会を進めていく中で、必要に応じて第5回本審の日程を調整させていただく場合もございます。その際には、どうぞご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、今後の本審の予定について説明させていただきます。

第1回の本審におきまして、年間の運営予定を資料としてお出しして提案させていただきました。この中でおわかりのとおり、定例的な本審としましては本日が最後となります。

その理由は次のとおりでございます。平成17年度までは12月と3月にもそれぞれ本審を開催しておりましたが、平成18年度からは、これらの本審を省略してきておる経緯がございます。

その省略の理由としまして、12月に本審を開催する場合には、各産業別専門部会が結審して、専門部会がその役目を終えている時期に当たりますので、各産業別専門部会からの報告と専門部会の廃止が主な議題となってまいります。しかしながら、産業別専門部会の報告につきましては、専門部会の結審後、遅滞なく速やかに会長宛てに専門部会報告を送らせていただくという方法によって、代替措置を講じることが可能でございます。

また、各専門部会の廃止につきましては、その任務を終了したときは、任務を終了した時点で廃止できることになっておりまして、各専門部会が結審し、異議申出がなかった場合には、異議申出締切日の翌日をもって廃止するという旨を、あらかじめ本審で議決しておくことによって対応可能であることから、そのような手続をとることで、例年どおり、12月の本審は省略できるのではないかと考えておるところでございます。

なお、異議申出があった場合には、地域別最賃と同様に局長が諮問いたしまして、本審の場でご審議いただくこととなりますので、その本審において産業別専門部会の廃止を議決いただければ足りるのではないかと考えてございます。

また、3月に本審を開催する場合、次年度、来年度の審議会運営についての概要の説明や、あるいは次年度の産業別最賃の改正等に係る関係労使からの意向表明の報告などが主な議題として考えられますが、これにつきましても先ほどと同様に、事務局のほうで資料を取りまとめまして、各委員に宛てた文書でお知らせするという方法によって代替措置を講じることが可能でありますことから、3月の本審も省略できるのではないかと考えておるところでございます。

以上を踏まえて、今年度におきましても、これまで同様12月及び3月の本審を省略するということについて、ご審議をお願いいたします。

なお、省略するとした場合でも、今後、審議会の場で審議しなければならないような事項が出てくる可能性がございまして、そのような場合には、事務局から速やかに会長

にお伝えして、会長にご判断いただいた上で審議会を招集するというのも当然あり得ます。どうぞその点につきましてもお含みおきいただきますように、よろしく願い申し上げます。

説明は以上でございます。

○田畑会長

ありがとうございます。

今の提案を要約しますと二つ、産業別最低賃金の専門部会で全会一致に至らなかった場合には、本審を再度開催することになるのですけれども、その本審の日程は、各専門部会の審議状況を見て調整したいということですね。全会一致ならばその必要はないのですけれども。

それから2番目は、今から10年ほど前になるのですけれども、平成17年度までは12月と3月に定例的な本審を開催していましたけれども、18年度以降はこれを省略しています。それで何の支障もないので、本年度も12月と3月の本審は省略してはいいかがかということですね。

そのために、まず決めておかなければならないことは、結審した各専門部会の廃止手続について、異議の申出がなかった場合、その異議申出締切日の翌日をもって廃止するというのを、あらかじめこの本審で決めておく必要があるということですね。

それと、本審を省略するための代替措置として、本審で行っていた各部会長の報告や産業別最賃の意向表明などは、事務局からのいろいろな報告や説明などについては、12月の時期や3月中にそれぞれ文書で行うということになるということです。

この二つの取り扱いについて、ご質問、ご意見等はないですか。

(質疑、意見なし)

○田畑会長

なければ、今は17年度からやっておりますそのとおり、前年にならってやってよろしいですか。

(異議なし)

○田畑会長

それでは、第5回本審の日程は、各専門部会の審議状況を見て、事務局のほうで調整してもらおうということになります。よろしくお願ひします。

なお、全ての産業別で全会一致の場合は、第5回本審は開催しないこととなりますが、第5回本審を開催しないことについては、事務局から委員の皆様へ連絡をお願いするということでもよろしくお願ひします。

本審で行う各部会長の報告や産業別最賃についての意向表明など、事務局からのいろいろな報告等については、12月、3月に文書で行うとする取り扱いで、12月と3月の本審は省略しても特に問題ないということでもよろしいですね。

(異議なし)

○田畑会長

それでは、事務局提案どおりの措置を講じる前提に、本年度も12月と3月の今後の本審は省略することに決定いたしました。

なお、これにかかわらず審議する議題が生じた場合は、事務局へ労使ともにお知らせいただいて、必要に応じて私の判断で審議会を開催する可能性があることについては言うまでもないので、それはご承知おきいただきたいと思います。

ということで、ほかには何か。これで一応本日の議題を終わったのですが、ほかにか言っておきたいこととかはございませんか。よろしいですか。

(質疑、意見なし)

○田畑会長

なければ、以上で本日の審議会は終わりますが、最後に議事録署名人を指名します。

労側は新内委員、使側は田所委員にお願いします。

本日は、長い間ありがとうございました。では、これで終わります。

議事録署名

会 長

労働者代表委員

使用者代表委員
